

令和4年6月8日

雲仙市

担当課	総務部 人事課
担当者	稲本・林田
電話	0957-38-3111
FAX	0957-38-3514

「雲仙市職員の懲戒処分」について

標記について、別紙のとおり懲戒処分の内容及び市長コメントをお知らせいたします。

2枚（この送付票を除く。）

- 雲仙市職員の懲戒処分について 1枚
- 市長コメント 1枚

令和4年6月8日

各報道機関各位

雲仙市総務部 人事課

雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 所属、職名、年齢、性別

会計課 主事 31歳 男性  
(旧所属：環境水道部水道課)

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容：減給 1/10 1箇月  
処分年月日：令和4年6月8日

3. 処分に至った事案の概要

令和4年2月に環境水道部水道課において市民から郵送にて申請を受け付けた給水装置の名義変更届に関して、課長、班長及び班員2名分の私印を当該変更届の決裁印欄に無断で押印し、課内決裁に回付せず処理を完結させようとしたことが発覚し、本日、関係職員を「懲戒（減給 1/10 1箇月）処分」とし、併せて、当時の上司であった所属長を「文書による訓告処分」といたしました。

今回の事件は、当該変更届の変更理由について上司への説明などを煩わしく感じたことから課長及び班員の印鑑無断使用並びに不正な決裁処理を行ったこととありました。

文書そのものに改ざんはなく申請どおり処理を行っておりますが、故意をもって上司の印を無断で使用し処理を完結させようとしていたことを重く捉え懲戒処分としたものです。

## 市長コメント

本日、6月8日付けで、環境水道部水道課において市民から郵送にて申請を受け付けた給水装置の名義変更届に関して、課長、班長及び班員2名分の私印を当該変更届の決裁印欄に無断で押印し、課内決裁に回付せず処理を完結させようとした担当職員に懲戒処分を行いました。

このような事案が起きたことは誠に遺憾であり、行政に対する市民の皆様の信用を失墜させる行為であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後こういうことがないように、徹底した綱紀粛正を行い、早急に再発防止策を講じるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和4年6月8日

雲仙市長 金澤 秀三郎